

第1回 医療インバウンドの適切な推進の在り方に関する検討会

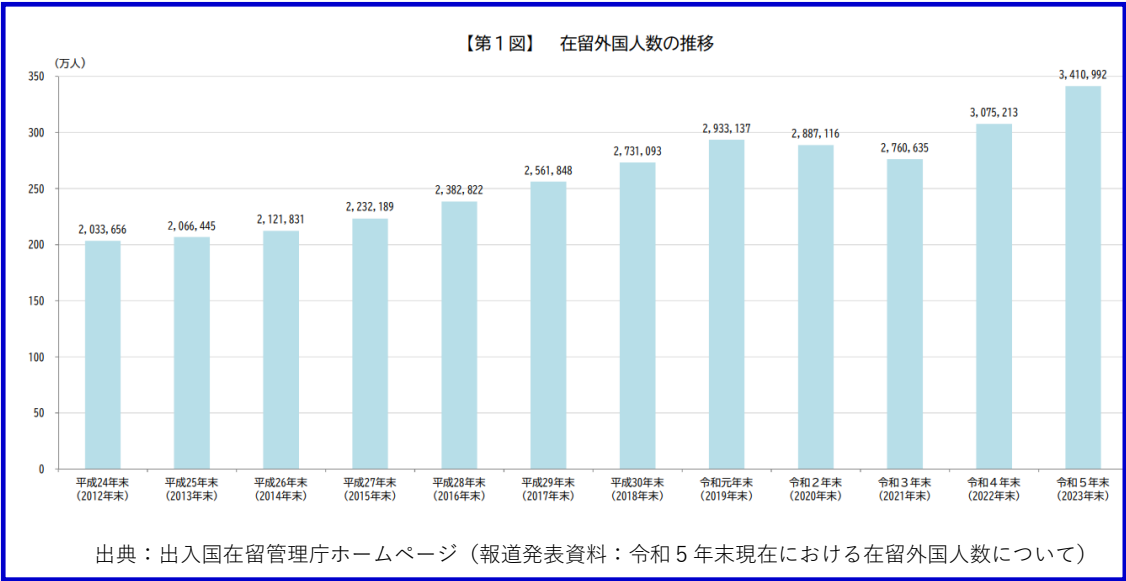
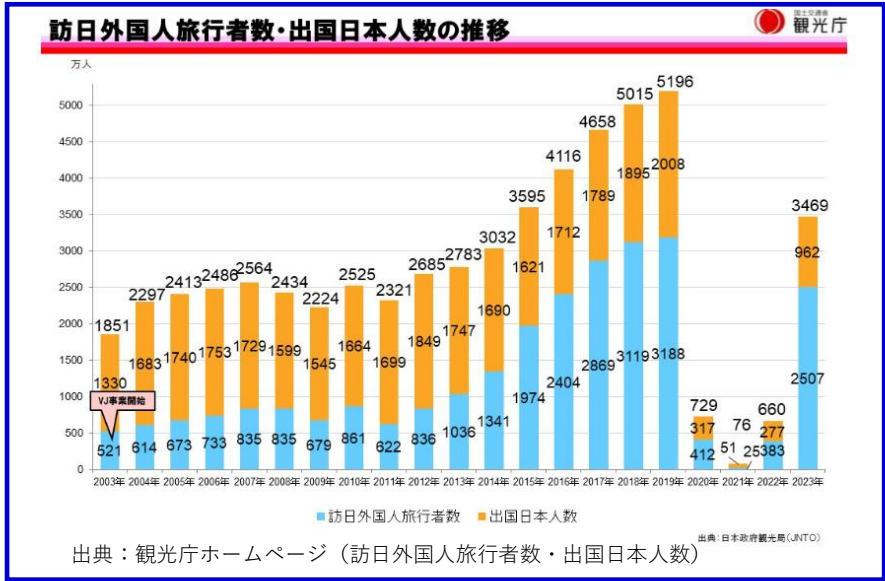
厚生労働省プレゼンテーション

令和6年12月11日

厚生労働省 医政局総務課

医療国際展開推進室

訪日外国人旅行者数・在留外国人数の動向及びインバウンドに関する政府方針



インバウンドに関する政府方針

観光立国推進基本計画（第4次）（令和5年3月31日閣議決定）（抄）

- （8）インバウンド受入環境の整備 ③ 観光地等の外国人対応の推進 キ 外国人患者受入体制の充実
- 全国各地において、感染症発生時も含め、医療機関が訪日外国人患者を受け入れることができる体制を整備する。
- 具体的には、訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行ができるよう訪日外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、多言語対応が可能な医療機関をとりまとめた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更に充実させ、日本政府観光局ウェブサイト等で多言語による情報発信をしていく。あわせて、訪日外国人旅行者の民間医療保険加入率向上に向けた取組を行う。

＜外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）＞（抄）

- 電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。
- 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進める。

外国人患者受入環境整備に関する厚生労働省の取組

医療機関における体制整備への支援

- 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアルの作成・公開
- 外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の推進
- 各地域の拠点的な医療機関（※）の整備
 - ※ 各都道府県において「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選定。厚生労働省ホームページ等で情報提供。
 - ・ 医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置等支援
- 医療通訳の質の向上
 - ・ 医療通訳育成カリキュラム・テキストの作成 等
- 外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修の実施
- 外国人向け多言語説明資料（診療申込書等）の公開
 - ・ 12か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ウクライナ語・ヒンディー語・インドネシア語・ネパール語・タガログ語・タイ語・ベトナム語）

地域の受入体制強化への支援

- 地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアルの作成・公開
- 地域の外国人患者受入れ体制等を協議する場の設置
 - ・ 各都道府県の課題の協議等を行う分野横断的な関係者による協議会の設置・運用を支援
- 医療機関向けのワンストップ相談窓口の設置
 - ・ 都道府県による医療機関向けの平日相談窓口の設置を支援
- 夜間・休日ワンストップ窓口の運営
 - ・ 都道府県の平日相談窓口を補完するため、国において夜間・休日に係る医療機関向けの相談窓口を設置
- 希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供
- 電話通訳の団体契約の利用促進
 - ・ 団体契約を通じ電話医療通訳の利用促進を図る